

令和5年9月26日

郡市区等医師会 御中

大阪府医師会  
(公印省略)

**感染症法施行規則の一部を改正する省令の施行、同法第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等（一部改正）並びに感染症発生動向調査事業実施要綱の一部改正について**

平素は、本会事業の推進に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

厚生労働省の通知3件に関し、このたび日本医師会より案内がありましたので情報提供いたします。

本件は、患者を三百人以上収容する施設を有し、診療科名中に内科及び外科を含む都道府県知事が指定する病院（基幹定点）の届出に基づく、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）と診断された入院を要する患者の発生の状況及び動向を把握する規定を本年9月25日より施行する旨、知らせるものです。府内の定点機関（17医療機関）には、既に大阪府から調査協力の依頼が送付されています。

貴会におかれましてはご了承の程お願い申し上げます。

【参考・日本医師会通知掲載ホームページ/メンバーズルーム】

<https://www.med.or.jp/login.html>

[https://www.med.or.jp/doctor/kansen/novel\\_corona/009135.html](https://www.med.or.jp/doctor/kansen/novel_corona/009135.html)

※メンバーズルームへのログインには会員ID、パスワードが必要  
ID等の問合せは、日本医師会（代表・03-3946-2121）まで



大阪府医師会・地域医療1課  
(06-6763-7012)